

鎌倉市住民協定一覧 (その1)

R 7. 5 現在

No.	自治会等の 名称	区 域 (申請者)	主な協定内容											緑化・生垣	備考 (※記載内容はあくまで一部です。 詳細は必ず協定書等をご確認ください。)		
			外 壁 後 退 m	高 さ		地 階 除 く 階 数	北 側 斜 線	建 蔽 率 %	容 積 率 %	敷 地		戸 建 専 用 住 宅	二 世 帯 住 宅			共 同 住 宅	
				最 高 m	軒 高 m					面 積 ㎡	分 割						
1	鎌倉城廻 自治会	城廻				2					×	×	○	×	1区画を分割して第三者に譲渡することを禁止 (ただし1区画330㎡以上の敷地での165㎡以上の 割譲は別途協議)		
2	手広片岡 町内会	手広				2							○	×	建物は一区画一戸の個人専用住宅とする		
3	琵琶苑 自治会	笛田		8							×		○	×	診療所、公民館は原則として可 店舗併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎等は 不可		
4	新鎌倉山 自治会	腰越・津		8		2					×	×	○	○	×	分割後の区画が165㎡以上の場合は別途協議 隣家の日照保護等に配慮し、隣接住民の了承 を得るようにする 屋上には原則として階段室、工作物等は設置 しない 屋根形状の規定あり	
5	西鎌倉 住宅自治会	西鎌倉		8						50坪 以上				○	○	×	隣家の日照(隣地距離・位置・屋根の形態)に配 慮 臭気等(ボイラー・クーラーの位置等)に配慮 敷地分割は50坪以上の場合のみ(ただし法地 は含まない)
6	南鎌倉 自治会	腰越・津									×	×	○	○	×	緑地の造成や環境破壊につながる樹木の伐採 不可 鉄筋のないブロック塀等の築造不可	
7	高野台 自治会	高野	1.0 1.5		6.5	2					×		○	○	×	○	診療所、日用品等を販売する店舗併用住宅及 び公益上必要な施設で、協定の目的に反しな いと認めた場合は建築可 分割は、やむを得ない事由があり委員会の承 諾を得た場合のみ可
8	住友常盤 自治会	常盤	1.0 1.5	8	6.5	2	○	40 以下	80 以下		×		○	○	×	○	兼用住宅で、事務所、学習塾・華道教室・囲 碁教室及び診療所等は、事前協議により認め られる場合あり 分割は、協定の目的に支障なく、事前協議に より認めた場合のみ可
9	今泉台 町内会	今泉台									×	×	○	○	×	分割後の一区画の面積が165㎡以上の場合は、 分割事情により、地形・景観・近隣関係など で問題がなければ、許容されることもある	
10	笛田東芝 町内会	笛田		9						40坪 以上			○		×	診療所・公民館は可 店舗併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎は不 可	
11	七里ガ浜東 三丁目2番・ 3番	七里ガ浜東									×	×	○		×	寮不可 長屋は自治会に要確認	(自)
12	御所ヶ丘 自治会	腰越・津								45坪 以上			○	○	×	日照等への配慮、臭気等への配慮(ボイラー・ クーラーの位置・構造) 敷地分割については自治会と事前協議 共同住宅は極力避けること	
14	諏訪ヶ谷 町内会	津西													×	日照、隣地距離等への配慮 騒音、臭気に配慮(クーラー等の位置・構造)	

外壁後退については、(上段) 隣地境界線から
(下段) 道路境界線から

(自) は自主まちづくり計画あり

鎌倉市住民協定一覧 (その2)

R 7. 5 現在

No.	自治会等の 名称	区 域 (申請者)	主な協定内容													備考 (※記載内容はあくまで一部です。詳細は必ず協定書等をご確認ください。)	
			外 壁 後 退 m	高 さ		地 階 除 く 階 数	北 側 斜 線	建 蔽 率 %	容 積 率 %	敷 地		戸 建 専 用 住 宅	二 世 帯 住 宅	共 同 住 宅	緑 化 ・ 生 垣		
				最 高 m	軒 高 m					面 積 ㎡	分 割						
17	雪ノ下 一丁目	雪ノ下	0.5			3										×	(合意書) 地盤面を道路面に合わせる
18	材木座 三丁目	材木座		10		3											(覚書)
19	浜上山会	腰越		10	8	2							○	○		×	日照、騒音等に配慮
20	七里ガ浜東 四丁目2番、 七里ガ浜東 二丁目30番、 32番、 33番	七里ガ浜東										×	×	○	○	×	寮、長屋不可 日照、眺望等の尊重 店舗は、商店街地域以外不可 (自)
21	腰越五丁目 15番～18番	腰越				2							○			×	寮、長屋不可 屋上不可 日照、眺望、プライバシーに配慮
22	七里ガ浜 二丁目自治会	七里ガ浜								50坪以上				○	○	×	長屋不可 店舗不可 敷地形状の変更は周辺環境等の保護を遵守
23	星和城廻 自治会	城廻								30坪以下不可		×	○			×	建築する際は事前に自治会長に届出 一区画を30坪以下に細分割しての利用及び転売不可 フェンスの高さは1.5m以下
24	七里ガ浜東 三丁目8番～ 10番 稲村ガ崎五 丁目19番	七里ガ浜東 ほか										×	×	○	○	×	寮、3戸建以上の長屋不可 (自)
25	七里ガ浜東 四丁目16番、 17番の一部、 26番	七里ガ浜東				2						×	×	○	○	×	店舗併用住宅不可 寮不可、長屋は自治会に要確認 眺望、日照、プライバシーへの配慮 屋上はできるだけ設けない (自)
26	新風台 自治会	関谷				2						×	×	○	○	×	長屋不可 高い塀等不可 土盛りは10cm以下
27	大平山 丸町内会	寺分ほか				2 地下1				50坪以上			×	○		×	専用住宅のみ可 (自)
29	七里ガ浜東 四丁目3番3号～ 12号、4番3号～ 6号、7番	七里ガ浜東				2						×	×	○	○	×	寮不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない (自)
30	七里ガ浜東 三丁目19番、 22番 稲村ガ崎五 丁目34番～ 39番	七里ガ浜東 ほか				2						×	×	○	○	×	寮不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない (自)

外壁後退については、隣地境界線から

(自) は自主まちづくり計画あり

鎌倉市住民協定一覧（その3）

R 7. 5 現在

No.	自治会等の 名称	区 域 (申請者)	主な協定内容											備 考 (※記載内容はあくまで一部です。 詳細は必ず協定書等をご確認ください。 い。)		
			外 壁 後 退 m	高 さ 最 高 m	地 階 除 く 階 数	北 側 斜 線	建 蔽 率 %	容 積 率 %	敷地		戸 建 専 用 住 宅	二 世 帯 住 宅	共 同 住 宅		緑 化 ・ 生 垣	
									面 積 ㎡	分 割						
32	七里ガ浜東 四丁目6番、 10番、11番	七里ガ浜東			2					×	×	○	○	×	寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない	（自）
33	鎌倉山萩郷 自治会	笛田								×	×	○	○	×	店舗併用住宅、長屋、寄宿舍不可 近隣に迷惑を及ぼす高い屏等不可	
45	七里ガ浜東 二丁目9番～ 39番（30 番、32番の 一部、33番 を除く）	七里ガ浜東			2					×	×	○	○	×	寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない	（自）
51	七里ガ浜東 三丁目2番ほ か	七里ガ浜東			2					×	×	○	○	×	寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない	（自）
52	七里ガ浜東 四丁目12番 ほか	七里ガ浜東			2					×	×	○	○	×	寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない	（自）
53	七里ガ浜東 五丁目1番、 2番ほか	七里ガ浜東			2					×	×	○	○	×	寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない	（自）
55	玉縄五丁目 山百合公園 地区	玉縄			2				40坪 以上		×	○			日照、プライバシーへの配慮	
56	浄明寺胡 桃ヶ谷 （住友）地区	浄明寺		8			40	80	50坪 以上		×	○	○	×	景観形成地区（最低敷地面積等の条例あり→ 都市景観課へ） 寮、長屋不可 店舗兼用住宅不可	
57	山ノ内西 瓜ヶ谷団地 自治会	山ノ内								×	△	○	○	×	分割について、やむを得ぬ事情が生じた場 合、事前に委員会と協議し解決を図ること 寮、長屋不可 土地形質等の変更は、事前に委員会との協議 が必要	
60	早雲台住宅 地	城廻			2				50坪 以上	△	×	○		×	寮、長屋不可 100坪未満の敷地の分割譲渡不可 分割後の敷地が50坪未満の分割譲渡不可	
62	玉縄二丁目 地 区	玉縄			2				40坪 以上		×	○			日照、プライバシーへの配慮	

(自) は自主まちづくり計画あり

鎌倉市住民協定一覧（その4）

R 7. 5 現在

No.	自治会等の 名称	区 域 (申請者)	主な協定内容												備 考 (※記載内容はあくまで一部です。詳細は必ず協定書等をご確認ください。い。)		
			外壁後退 m	高さ		地階除く階数	北側斜線	建蔽率%	容積率%	敷地		戸建専用住宅	二世帯住宅	共同住宅		緑化・生垣	
				最高 m	軒高 m					面積 ㎡	分割 宅盤変更						
63	扇ガ谷・御成町の景観をまもる会	扇ガ谷・御成町		10													日照、通風を遮る、プライバシーを侵害するおそれのある建物の建築不可
64	津西緑和会	津西									×	×	○		×		分割後の面積が50坪以上になる場合は、景観等に問題がなければ許容されることもある
65	玉縄五丁目・関谷地区	玉縄・関谷				2				40坪以上		×	○				日照、プライバシーに配慮
66	鎌倉城山自治会	城廻				2						×	○		×	○	フェンスの高さ1.5m以下 事前に自治会長に届出が必要
68	西鎌倉山自治会 第16第17第18ブロックとその周辺	腰越・津								50坪以上			○		×		寮は不可 建物は現状の一区画に戸建専用住宅一棟とする (自)
69	一の鳥居東、由比ガ浜の景観をまもる会	由比ガ浜		12													高さが10mを超える場合、境界線から建物壁面までの距離は1m以上 (自)
70	大御堂住宅地	雪ノ下											○	○	×		寮、長屋は不可 敷地形状を変更する場合、周辺の住環境、生活環境等を遵守
71	鎌倉うぐいす山地域	山崎															近隣住宅との調和、日照、眺望及びプライバシーの配慮
72	山王台自治会住民協定	扇ガ谷											○		×		民泊施設、貸別荘、共同住宅、その他営利を目的とした施設は不可 シェアハウス、グループホーム、ケアハウス、教室・事務所などは自治会に要確認
73	稲村ガ崎二丁目住民協定	稲村ガ崎				2						×					民泊施設、貸別荘として利用する場合は、稲村ガ崎自治会に協議・登録が必要
74	長谷2丁目18番及び20番から22番住民協定	長谷		10										○			造成・建築の際、近隣説明が必要 高さ制限は8mの努力目標あり 高齢者向け住宅、病院、ケアハウス、デイサービス、グループホーム、ワンルームマンション、ホテル、葬儀場など不特定多数の人が集まる施設は不可。その他の用途については要協議 区域内の既存樹木の伐採は不可 長谷二丁目・坂ノ下地内住民協定（都市計画課所管分）あり
75	稲村ガ崎五丁目（10班・11班AB・3班A）住民協定	稲村ガ崎				2							○		○		民泊施設、貸別荘、シェアハウス、営利目的施設、短期賃貸施設（転貸含）は不可 グループホーム、ケアハウス、教室などは要協議
76	由比ガ浜西自治会住民協定	由比ガ浜		10											○		共同住宅は小規模、屋上及び共有部分には地域住民避難スペースを設置 大規模集客商業施設不可 宅盤は敷地内平均を上限 高さ制限は8mの努力目標あり 近隣住宅との調和、日照、眺望、プライバシー及びエアコン等設置物の配慮 自然の保全及び海岸沿い景観の維持向上

(自) は自主まちづくり計画あり

鎌倉市住民協定一覧（その5）

R 7. 5 現在

No.	自治会等の名称	区 域 (申請者)	主な協定内容												備 考 (※記載内容はあくまで一部です。詳細は必ず協定書等をご確認ください。)	
			外壁後退 m	高さ		地階除く階数	北側斜線	建蔽率 %	容積率 %	敷地		戸建専用住宅	二世帯住宅	共同住宅		緑化・生垣
				最高 m	軒高 m					面積 ㎡	分割 宅壁変更					
77	鎌倉市稲村ヶ崎五丁目（2B班）住民協定	稲村ガ崎				2							○	○	民泊施設、貸別荘、シェアハウス、営利目的施設、短期賃貸施設（転貸含）は不可 グループホーム、ケアハウス、教室などは要協議	
78	由比ガ浜2丁目、3丁目の住民協定	由比ガ浜		10										○	○	高さ制限は8mの努力目標あり。 周辺環境との調和、日照、雨水排水、音響、プライバシーへの配慮。病院、宿泊施設、葬儀場不可。共同住宅は9戸まで。植栽の指定有。
79	鎌倉市佐助二丁目（9E班, 9G班, 9H班ほか）住民協定	佐助				2							○	○	建築物の一部もしくは全部を、民泊施設、貸別荘、シェアハウス、短期賃貸施設（転貸含）などの住宅以外の用途とすることは不可 グループホーム、ケアハウスなどは要協議	